

JA 安心倶楽部

標準傷害保険

「JA 安心倶楽部」は、仕事、趣味、レジャーなど日常生活でケガをされた場合に、24時間、日本国内外を問わず補償するJA組合員とご家族専用の傷害保険です。傷害だけでなく、カメラを落として壊してしまった時など持ち物（携行品）についても補償されます。さらには、自転車運転中に他人にケガを負わせてしまった場合等、日常生活や住宅の所有に関わる賠償責任も幅広く補償する総合補償型の保険商品です。

JA 安心倶楽部の特長は…

24時間、日本国内・国外を問わず補償します。

ケガだけでなく、賠償責任や携行品の損害も幅広く補償します。

国内・国外
を問わず

24
時間

偶然な事故によるケガの補償

死亡保険金

後遺障害保険金
(第1級～第3級限定)

部位・症状別保険金

個人賠償責任
保険金

携行品損害
保険金



天災によるケガも補償します。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガをされた場合やお亡くなりになった場合も補償します。



個人賠償責任保険金では示談交渉サービスを実施します。

日本国内において、ご本人やご家族*が加害者となる賠償事故の場合は、共栄火災の専任スタッフが皆さまに代わり被害者との示談交渉を行います。

*ご家族とは被保険者ご本人の配偶者、被保険者ご本人またはその配偶者の同居のご親族および別居の未婚のお子さまをいいます。



被害事故補償保険金をお支払いします。

被害事故（ひき逃げ、通り魔、ストーカーなど）により、ケガをされた場合やお亡くなりになった場合は、傷害保険金とは別枠で治療費、休業損害、逸失利益などを補償します。



被害事故では弁護士費用保険金、法律相談費用保険金をお支払いします。

自転車に追突されてケガを負い「相手に治療費を請求したい」などのトラブルが発生し弁護士が必要な場合、弁護士費用や法律相談費用をお支払いします。



保険金額	ケガによる死亡 120万円	ケガによる後遺障害 46.8~60万円 (第1級～第3級限定)	ケガ(部位・症状別) 3,000円×1~120倍	被害事故補償 2,000万円
	お支払い 限度額	個人賠償責任補償 1億円 (示談交渉サービス付)	携行品損害 20万円 (自己負担額3,000円)	弁護士費用 300万円

年間保険料

15,000円

- お支払いいただく保険料は、ご職業、ご年齢、ご性別にかかわらず、年額15,000円です。
- 補償開始日時時点で被保険者ご本人のご年齢が満80歳未満の方にご加入いただけます。(満80歳以上の方はご加入いただけません。)
- ご契約のご継続は、補償終了日時時点で被保険者ご本人のご年齢が満89歳まで、脱退のお申し出がない限り自動継続されます。(補償終了日時時点で満90歳を迎えた場合は継続加入できません。)

■上記内容は商品の概要を説明したものです。詳細は、JA安心倶楽部パンフレット(PE105500)とあわせてご覧ください。

お近くのJA各支店へお問い合わせください。

[事務取扱者]

いるま野農業協同組合

[取扱代理店]

株式会社 いるま野サービス
埼玉県入間市小谷田4-6-11
TEL:04-2941-6232

[引受保険会社]

共栄火災海上保険株式会社
中央支店 埼玉西支社
埼玉県川越市麻田本町1-2山崎ビル6階
TEL:049-243-5170